
議題	テーマ提言について
項目	株式報酬に関する検討状況の報告

I. 本資料の目的

1. 第 43 回基準諮問会議（2021 年 11 月 29 日開催）において、新規のテーマとして提言された株式報酬に関する次のテーマ（別紙 1 参照）について、(1)は実務対応レベルとして検討を行い、(2)と(3)は会計基準レベルとした上で包括的な会計基準の開発としてあわせて検討を行うこととしている。

(1) いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発

(2) 現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発

(3) インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発

2. 本資料は、(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発についての実務対応専門委員会での審議の状況をご報告することを目的としている。

II. これまでの経緯

3. 第 1 項のテーマのうち、(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発について、第 44 回基準諮問会議（2022 年 3 月 2 日開催）においては、会社法上の論点についての対応を事務局において検討しており、実務対応専門委員会での審議を行っていない旨をご報告していた。

その後、上記の会計上の論点を含むテーマ評価の方向性について、実務対応専門委員会において審議を行ったが、現時点において方向性についての合意が得られていない状況にある。

4. なお、第 44 回基準諮問会議においてお示ししたとおり、提言されたテーマのうち、第 1 項(2)及び(3)の包括的な会計基準の検討については、「いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準」を含むより広い範囲での検討が必要となるため、まず、第 1 項(1)の整理を進めることとしている。

III. 実務対応専門委員会での審議の状況

(テーマ提案書を前提とした事務局の分析)

5. テーマ提案書においては、いわゆる現物出資構成による取引¹と実務対応報告第 41 号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」（以下「実務対応報告第 41 号」という。）の対象とする取引（以下「無償交付取引」という。）では、「職務執行の対価としては類似の性質を持つ取引と考えられる。会社に提供した役務の対価として当該会社の株式の交付を受けることができる権利を付与する点では同様の経済実態を有するため、会計処理についても同様の処理とすることが適切である。」として、両方の取引を含む会計処理及び開示の取扱いを設けることが提案されている。
6. この点、前回の基準諮問会議でご報告したとおり、いわゆる現物出資構成による取引は、会社法上、株式の有償発行として取り扱われているのに対して、無償交付取引は会社法上、株式の無償発行として取り扱われており、会社法及び会社計算規則において適用される規定が下表のとおり異なる。

	いわゆる現物出資構成による取引	無償交付取引
株式の発行	<p>会社法第 199 条第 1 項</p> <p>株式会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一～二（省略）</p> <p>三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額</p>	<p>会社法第 202 条の 2 第 1 項</p> <p>金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第 361 条第 1 項第 3 号²に掲げる事項についての定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、(中略) 当該株式会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければな</p>

¹ 実務対応報告第 41 号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」（以下「実務対応報告第 41 号」という。）第 25 項では、いわゆる現物出資構成による取引について「金銭を取締役等の報酬等とした上で、取締役等に株式会社に対する報酬支払請求権を現物出資財産として給付させることによって株式を交付する取引」と記載している。

² 会社法第 361 条第 1 項第 3 号においては、取締役の報酬等について定款又は株主総会で定める事項として、報酬等のうち株式会社の募集株式については当該募集株式の数の上限などが規定されている。

	四～五（省 略）	らない。 一 取締役の報酬等として当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は第 199 条第 1 項第 3 号の財産の給付を要しない旨 二（省 略）
資 本 金 の 額	<p><u>会社法第 445 条第 1 項</u> 株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。</p> <p><u>会社計算規則第 14 条第 1 項</u> 法第二編第二章第八節の定めるところにより募集株式を引き受ける者の募集を行う場合には、資本金等増加限度額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から（中 略）を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）とする。</p> <p>一（省 略） 二 法第 208 条第 2 項の規定により現物出資財産の給付を受けた場合にあっては、当該現物出資財産の法第 199 条第 1 項第 4 号の期日における価額（以下 略） 三～四（省 略）</p>	<p><u>会社法第 445 条第 6 項</u> 定款又は株主総会の決議による第 361 条第 1 項第 3 号（中 略）に掲げる事項についての定め（中 略）に基づく株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。</p> <p><u>会社計算規則第 42 条の 2 第 1 項³</u> 法第 202 の 2 第 1 項の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合において、当該募集株式を引き受ける取締役又は執行役が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日後にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、当該募集に係る株式の発行により各事業年度の末日において増加する資本金の額は、この省令に別段の定めがある場合を除き、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（中 略）とする。</p> <p>一 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零） イ 取締役等が当該株主資本変動</p>

³ 事前交付型の場合の規定を記載しており、事後交付型については、会社計算規則第 43 条の 3 となる。

		<p>日までにその職務の執行として当該株式会社に提供した役務の公正な評価額</p> <p>ロ 取締役等が当該株主資本変動日の直前の株主資本変動日までにその職務の執行として当該株式会社に提供した役務の公正な評価額</p> <p>二 (省 略)</p>
--	--	--

7. 2022年5月11日の実務対応専門委員会においては、事務局から、前項のような会社法上の取扱いの相違に起因して、次の点で、いわゆる現物出資構成による取引を無償交付取引と同様の会計処理とすることは困難であると考えられ、テーマとして取り扱った場合の基準開発の実行可能性は低いと考えられることから、企業会計基準委員会の新規テーマとして採り上げるには至らないと考えられる旨をお示しした。

(1) 事前交付型⁴における資本金の増加時点

実務対応報告第41号では、無償交付取引の事前交付型について、株式発行時点では払込資本を増加させず、取締役から取得するサービスに対する費用計上に応じて払込資本を増加させることとしている(実務対応報告第41号第5項、第9項及び第10項)。

一方で、いわゆる現物出資構成による取引の事前交付型については、会社法上、サービスを取得する前の株式発行時点において資本金又は資本準備金の額が増加することから、株式の発行時点において資本金又は資本準備金を増加させることとなると考えられる。

そのため、いわゆる現物出資構成による取引の事前交付型が株式の有償発行として取り扱われることを踏まえると、会社法により増加する資本金の金額や

⁴ 実務対応報告第41号では、事前交付型と事後交付型について、次のように定義しており、いわゆる現物出資構成による取引についても同様の分類での取引が行われていると考えられる。

「事前交付型」とは、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引のうち、対象勤務期間の開始後速やかに、契約上の譲渡制限が付された株式の発行等が行われ、権利確定条件が達成された場合には譲渡制限が解除されるが、権利確定条件が達成されない場合には企業が無償で株式を取得する取引をいう。

「事後交付型」とは、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引のうち、契約上、株式の発行等について権利確定条件が付されており、権利確定条件が達成された場合に株式の発行等が行われる取引をいう。

時期が定められていることから、実務対応報告第 41 号における取扱いと整合的な会計処理を前提とした会計基準の開発は困難であると考えられる。

(2) 事後交付型における払込資本の測定

実務対応報告第 41 号では、無償交付取引の事後交付型について、付与日における株式の公正な評価単価に、失効等の見込みを反映した株式数を乗じて算定することとしている(実務対応報告第 41 号第 6 項から第 8 項)。

一方で、いわゆる現物出資構成による取引の事後交付型については、会社法上、払込期日における現物出資財産の価額が増加する資本金の額となるが、現物出資財産となる金銭報酬債権の金額は、実務上、条件達成後における株式発行決議日の前営業日の株価に発行する株式数を乗じて算定している場合が多く見られる。

このような金銭報酬債権の金額は、取締役等の報酬等の額及び会社法第 199 条第 1 項第 3 号の現物出資財産の価額として、各企業が決定することになる(例えば、取締役及び執行役の報酬等については株主総会等における報酬決議によって決定される)。

そのため、いわゆる現物出資構成による取引において増加させる資本金又は資本準備金の額は、一義的には、会社法に基づき各企業において決定されることから、会計基準において当該払込資本の増加額の算定方法をあらかじめ定めることは困難であると考えられる。

なお、仮に、各企業において決定した金銭報酬債権の金額が付与日における株式の公正な評価単価を基にした価額である場合には、無償交付取引と同様の結果となるが、この場合、株式発行決議付近の株価と相違する可能性があるため、会社法第 199 条第 3 項及び第 201 条の有利発行規制⁵の対象となる可能性がある。

(事務局の分析に対して聞かれた意見とそれに対する検討の状況)

8. 前項のような事務局の提案に対して、実務対応専門委員会において次のような意見が聞かれた。

(1) 実務対応報告第 41 号と同様の会計処理とすることが難しいという点は理解し

⁵ 払込金額が引受人に特に有利な金額である場合には、株主総会の特別決議が必要となり、かつ、取締役は、当該株主総会において、当該払込金額で募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

た。一方で、テーマ提案書にあるような同様の会計処理での基準開発を行うのではなく、いわゆる現物出資構成による取引の会計処理がどうあるべきかという観点で、会計基準を開発することが可能か否かを評価していただきたい。

(2) 既に約 1,000 社程度で行われている取引に対する会計基準がなく、会計基準ではない経済産業省が公表している手引きに依って実務が行われていることについて、不安定であり問題意識を持っている。テーマ提案においては、両者は同様の経済実態を有しているという観点で、同様の会計処理とすべきという提案をしているが、必ずしも同様の会計処理とすることが目的ではなく、あるべき会計処理を検討した上で基準開発を行っていただきたい。

9. 前項のように、当初のテーマ提案にあった実務対応報告第 41 号と同様の取扱いを設けることが困難であることについては、理解する旨の意見が多く聞かれたものの、あるべき会計処理を検討すべきとの意見が聞かれたことから、その後の実務対応専門委員会において現状の会社法の定めを前提としたあるべき会計処理について、再度審議を行っている。しかしながら、その方向性や対象とする範囲等に関して様々な意見が聞かれており、現時点において合意は得られていない。

ディスカッション・ポイント

第 9 項に記載したとおり、現在テーマ評価の方向性について、以下のような審議の状況にあるが、引き続き検討を進めるか否かご意見を伺いたい。

- (1) 実務対応報告第 41 号と同様の取扱いを設けることが困難であることについては理解する旨の意見が多く聞かれた。
- (2) あるべき会計処理の審議においては、その方向性や対象とする範囲等に関して様々な意見が聞かれており、合意は得られていない。

以 上

別紙 1 : 第 43 回基準諮問会議 (2021 年 11 月 29 日開催) におけるテーマ提案書

提案者: 日本公認会計士協会

(テーマ)

株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について

昨今、コーポレート・ガバナンスの強化、関連法制度の整備などを背景に、インセンティブ報酬を導入する企業の増加がみられる。日本公認会計士協会 (JICPA) が 2019 年 5 月 27 日に公表した[会計制度委員会研究報告第 15 号「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」](#) (以下、「研究報告」) では、役員や従業員等に対するインセンティブ報酬の一般的なスキームに係る会計上の取扱いを検討し、一部のスキームについては会計基準等の開発も今後の課題として挙げている。

企業会計基準委員会 (ASBJ) からこれまで以下の実務対応報告が公表され、一部のインセンティブ報酬に係る会計上の取扱いが明らかにされてきた。

- 実務対応報告第 30 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(2015 年 3 月 26 日公表)
- 実務対応報告第 36 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(2018 年 1 月 12 日公表)
- 実務対応報告第 41 号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」(2021 年 1 月 28 日公表)

しかしながら、依然として会計基準等において会計処理の定めのないインセンティブ報酬の取引もある。譲渡制限付株式 (リストラクテッド・ストック) のうち、2021 年 3 月の改正会社法施行前から存在するいわゆる現物出資構成による取引は、実務対応報告第 41 号では対処されていないが、改正会社法施行後も引き続き多く見られる状況にある (例えば、改正会社法施行後、2021 年 9 月 15 日までの適時開示情報からは、会社法第 202 条の 2 に基づく取締役等への無償交付方式を採用した会社は約 13 社程度であるのに対し、現物出資方式を採用している旨の記載は 800 社超で見られる⁶)。

また、前述のコーポレート・ガバナンスの強化等に伴うインセンティブ報酬の導入の増加に伴い、近年、様々な形態の報酬スキームの導入が行われている状況にあるが、会計基準等において定めがなく、会計処理の判断が困難な取引も生じている。

⁶ 有報サーチ、日経バリューサーチにより、2021 年 3 月 1 日から 2021 年 9 月 15 日までに提出された適時開示情報から抽出し、集計した結果である。

(具体的内容)

上記の状況から、まず類似の性質を持つ取引を整合的に財務諸表に反映できるよう、いわゆる現物出資構成による取引について、関連諸法規を考慮しつつ、実務対応報告第41号における取扱いと整合的な会計処理及び開示の取扱いの整備をご検討いただきたい。

その上で、様々な新たな取引が生じている現在の環境においては、特定の取引に対処する実務対応報告の開発のみでなく、インセンティブ報酬に関わる会計処理の基本的な考え方を整理し、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」等を、株式報酬全般を扱うように見直すことの必要性についても、ご検討いただきたい。

詳細は以下のとおりである。

自社株型報酬に関する会計上の取扱いの必要性

研究報告では、譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）などの自社株型報酬の会計処理を取り上げている。自社株型報酬に関しては、実務対応報告第41号の公表により、会社法第202条の2による取締役の報酬等として株式を無償交付する取引の会計処理が明確化された。しかし、改正法施行前から存在する、いわゆる現物出資構成による取引については、「会計処理に関する定めはなく、様々な実務が行われているものと考えられる」としつつ、法的な性質が異なる点があるとされ、「本実務対応報告は基準諮問会議から提言を受けた取引を対象としており、いわゆる現物出資構成による取引については適用されない。」とされている（実務対応報告第41号第26項）。

実務対応報告第41号では、これらの取引は「払込資本の認識時点など、法的な性質に起因する会計処理については異なる会計処理になるものと考えられる。」（同26項）としており、また、払込資本の認識時点以外にも、例えば、事後交付型の現物出資構成による取引について、実務対応報告第41号で定められている処理と異なり、業績等に連動した事後的な金銭債権等の付与の義務を負債として計上する実務も見られる（研究報告VI6(3)①イ等）。

一方、会社法第202条の2による取締役の報酬等として株式を無償交付する取引も、改正法施行前から存在するいわゆる現物出資構成による役員や従業員との取引も、職務執行の対価としては類似の性質を持つ取引と考えられる。会社に提供した役務の対価として当該会社の株式の交付を受けることができる権利を付与する点では同様の経済実態を有するため、会計処理についても同様の処理とすることが適切である。

実際に改正会社法の施行日（2021年3月1日）後も役員や従業員に対して現物出資

構成の考え方に基づく制度が引き続き採用される状況が多く見られることから、両方の取引を含む会計処理及び開示の取扱い⁷を設けることが適当である。

現金決済型の株式報酬取引に関する規定の整備

研究報告では、金銭（現金）によって役員等に給付される報酬であるものの、当該報酬の額が自社ないし親会社等の株価に連動して決定されるような株価連動型金銭報酬（現金決済型の株式報酬）の会計処理についても取り上げ、考察している。

これには、株価に連動した業績賞与や株式増価受益権（SAR）などが挙げられるが、こうした現金決済型の株式報酬取引について、現在、会計基準等の定めがない状況にある。多様な会計実務を生じさせないよう、一貫した考え方に基づく会計実務を確立し、かつ、国際的な会計基準との整合性を図る目的から、現金決済型の株式報酬スキームの会計処理を扱った規定の整備が必要と考える。

新たなインセンティブ報酬スキーム等に対応した取扱いの策定

近年、様々な形態の報酬スキームの導入が行われている。ASBJ から公表された各種の実務対応報告により一部のスキームの会計処理は明らかとなっているが、実務対応報告により対処されていないスキームや、既存の定めでは取引の経済的実態を反映した会計処理を導くことが困難な取引や条件などが生じている。研究報告では、例えば、権利確定条件付き有償新株予約権において付されることのある種々の発行条件（株価ノックイン・ノックアウト条項や強制行使条項など）の取扱いの考察や、新たなスキームとして信託型のストック・オプションの導入事例などを取り上げている。後者のスキームでは、報酬制度の費用計上額の測定日等について、条件によっては、他の報酬取引と異なる取扱いとなる可能性もある。

こうした新たなスキームや様々な条件を付した報酬取引については、多様な会計実務をもたらすおそれもあり、国際的な会計基準の取扱いも参考に、取引の経済的実態を適切に表すことが可能となるような、株式報酬取引に関する取扱いの策定が必要である。

以 上

⁷ 現物出資構成による取引に係る関連当事者取引の注記要否の明確化を含む。

別紙 2：いわゆる現物出資構成による取引の概要

1. 株式を報酬として交付する取引に関して、2019年12月に成立した「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号。以下「改正会社法」という。）において新たに設けられた会社法第202条の2に基づく無償交付取引について、当委員会では、実務対応報告第41号において、会計処理及び開示についての取扱いを定めている。
2. 一方で、改正会社法の施行前から、いわゆる現物出資構成による取引が実務において行われていた。

これは、改正会社法の施行前においては、会社法第199条第1項において募集に係る新株の発行又は自己株式の処分をしようとするときは、その都度、募集株式の払込金額又はその算定方法を定めなければならないこととされていたことによるものと考えられる。

なお、改正会社法において、新たに設けられた無償交付取引に関する規定は、上場会社の取締役及び執行役のみに適用することとされており（会社法第202条の2）、従業員には適用できないことなどから、改正会社法の施行後においても引き続き、実務においていわゆる現物出資構成による取引が行われているものと考えられる。

（いわゆる現物出資構成による取引の流れ）

3. いわゆる現物出資構成による取引に関して、経済産業省が公表している『『攻めの経営』を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引—』（2021年6月7日最終改定。以下「経産省による手引」という。）Q8では、会社法上の取扱いを踏まえた基本的な流れは、次のとおりとされている。

① 株主総会において、取締役の報酬（総）額（確定報酬額又は不確定報酬額）及び取締役が引き受ける募集株式の数の上限その他法務省令で定める事項を決議⁸（当該株主総会において当該報酬等を相当とする理由を説明）（Q6-3）

⁸ 株主総会の決議については、会社法第361条第1項第5号イ及び会社法施行規則第98条の4第1項において、報酬等のうち取締役が引き受ける募集株式と引換えにする払込に充てるための金銭について、次の事項を定めなければならないとされている。

(1) 当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）の上限

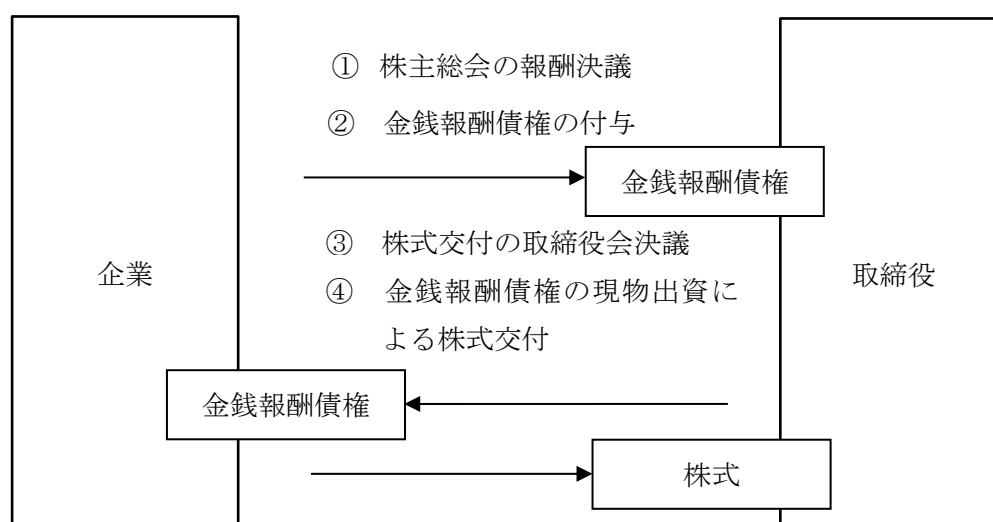
(2) 譲渡制限事由の概要

(3) 無償取得事由の概要

その他募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付する条件又は募集株式を割り当てる条件の概要

- 参照)
- ② 取締役会において、取締役個人に対する株式報酬相当の金銭報酬債権の付与等を決議（上記①の株主総会で定めている場合を除きます。）
 - ③ 取締役会において、取締役を引受人とする募集株式の第三者割当て（新株の発行又は自己株式の処分）を決議
 - ④ 払込期日において、各取締役による上記②の金銭報酬債権の現物出資と引換えに、各取締役に株式を交付

これを図示すると次のようになる。



(取引の種類)

4. 無償交付取引に関して実務対応報告第 41 号では、事前交付型と事後交付型に分類しているが、いわゆる現物出資構成による取引についても同様の分類での取引が行われていると考えられる。それぞれについての取引の流れは次のとおりとなると考えられる。

(1) 事前交付型

- ① 前項に基づき株式を交付する。その際に前項③の株式交付の決議に関して、譲渡制限付きで株式を割り当てる契約を締結する。
- ② 一定期間の勤務や一定の業績目標等の達成等によって譲渡制限を解除す

る。

- ③ 譲渡制限が解除されなかった株式は、会社が無償取得する（没収）。

(2) 事後交付型

- ① 株主総会において、前項①の募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭に関する報酬についての決議を行う。
- ② 上記で決定した内容に基づき、取締役との間で株式報酬に関する契約を締結する。
- ③ 上記の契約に定める一定期間の勤務や一定の業績目標等の達成等によって、金銭報酬債権の額及び割り当てる募集株式の数が確定する。
- ④ 前項の②から④に基づき株式を交付する。

以 上

別紙3：いわゆる現物出資構成による取引の実務上の会計処理

(事前交付型)

事前交付型の会計処理については、経産省による手引において、次のように示されており、実務においては大半の企業で当該会計処理が採用されていると考えられる。

Q44-1

法人がその役員等に報酬債権を付与し、その役員等からのその報酬債権の現物出資と引換えにその役員等に特定譲渡制限付株式を交付した場合には、その付与した報酬債権相当額を「前払費用等の適当な科目（以下「前払費用等」といいます。）」で資産計上するとともに、現物出資された報酬債権の額を会社法等の規定に基づき「資本金（及び資本準備金）（以下「資本金等」といいます。）」として計上します（※）。

特定譲渡制限付株式の交付後は、現物出資等をされた報酬債権相当額のうちその役員等が提供する役務として当期に発生したと認められる額を、対象勤務期間（＝譲渡制限期間）を基礎とする方法等の合理的な方法により算定し、費用計上（前払費用等の取崩し）することが考えられます。なお、付与した報酬債権相当額のうち譲渡制限解除の条件未達により会社が役員等から株式を無償取得することとなった部分（役員等から役務提供を受けられなかった部分）については、その部分に相当する前払費用等を取崩し、同額を損失処理することなどが考えられます。

<前提事項>

- 払込金額・株式数：役員から報酬債権 3,000 万円の現物出資を受け、特定譲渡制限付株式 300 株を発行する。
- 期間：株式付与から譲渡制限解除までの期間は 3 年間とする。
- 譲渡制限解除の条件：譲渡制限期間中、勤務を継続すること。

<勤務条件を達成し、3年後、全ての株式の譲渡制限が解除された場合>

(単位：万円)

時系列	会計処理例
報酬債権付与及び株式発行時 (注)	前払費用等 3,000 / 資本金等 3,000
役務提供(1年目)	株式報酬費用 1,000 / 前払費用等 1,000
役務提供(2年目)	株式報酬費用 1,000 / 前払費用等 1,000

役務提供(3年目)	株式報酬費用 1,000 / 前払費用等 1,000
-----------	----------------------------

※ 特定譲渡制限付株式の付与を新株の発行ではなく自己株式の処分による場合には、自己株式の帳簿価額を減額し、自己株式の処分の対価（報酬債権相当額）と帳簿価額との差額である処分差額（「自己株式処分差益」又は「自己株式処分差損」）を、その他資本剰余金として処理します。また、その処理の結果、その他資本剰余金の残高が負の値となった場合には、会計期間末において、その他資本剰余金を零とし、その負の値をその他利益剰余金（繰越利益剰余金）から減額します。

Q49-1

<前提事項>

- 払込金額・株式数：役員から報酬債権 3,000 万円の現物出資を受け、特定譲渡制限付株式 300 株を発行する（@10 万円×300 株）。
- 期間：株式付与から譲渡制限解除までの期間は 3 年間とする。
- 譲渡制限解除の条件：譲渡制限期間中、勤務を継続すること。ただし、当該期間の途中で会社都合により退任した場合、その時点で在任期間部分に該当する株式を譲渡制限解除し、将来分については無償取得する。

<勤務条件を達成し、3年後、全ての株式の譲渡制限が解除された場合>

時系列	会計(費用計上)
付与時	—
1年目	1,000 万円
2年目	1,000 万円
3年目	1,000 万円

(事後交付型)

事後交付型の会計処理については、研究報告において、次のように示されており、実務においては大半の企業で当該会計処理が採用されていると考えられる。

①基本的な会計処理の考え方

パフォーマンス・シェア・ユニットの会計処理については、会計基準上で明確な定めはなく、その実態や会社法上の取扱いも踏まえて、適切な会計処理を検討する必要があると考えられる。

ア. 決議日

仕訳なし

決議時点では、株式や新株予約権の発行がなく、また、何らかの義務が生じている状況にもないことから、会計処理は行われないと考えられる。

イ. 業績等連動期間の各期末日（四半期決算日を含む。）

株式報酬費用等 XXX	/	負債 XXX
-------------	---	--------

パフォーマンス・シェア・ユニットの場合、労働等サービスの提供を受ける企業が、事前に定められた条件（業績の達成度合いに連動する株式数の決定方法）に従い、事後的に役員等に金銭債権等を付与し、当該債権の現物出資を受ける。当該金銭債権等は、業績等連動期間の役務に対応する形で事後的に付与されることから、役員からの役務提供に応じて、業績等連動期間にわたり株式報酬費用等及び対応する負債を計上することが考えられる。

ウ. 業績等達成により金銭債権等を付与し、直ちに現物出資（新株発行を想定）

負債	XXX	/	金銭債務等	XXX
金銭債権等	XXX	/	払込資本	XXX
金銭債務等 (*)	XXX	/	金銭債権等 (*)	XXX

* 自社宛の債権が現物出資により払い込まれることになるため、混同により消滅する。

提供された役務等に対する金銭債権等は、業績等の条件が達成された時点で現物出資として払い込まれる。このため、業績等連動期間中はイ.に記載したように負債（引当金等）に計上しておき、業績等の条件が達成された場合、付与された金銭債権等が現物出資されて株式が発行され、その時点で負債から資本に振り替えるような会計処

理を行うことが考えられる。

エ. 業績等不達成により金銭債権等の付与可能性が消滅

負債 XXX / 株式報酬費用等 XXX

結果的に業績目標が達成できなかった場合、株式の発行（又は自己株式の処分）は行われなことから、負債として計上した株式報酬相当の金額を株式報酬費用等を相手勘定として振り戻すことが考えられる。

②株式報酬費用等の金額の算定

当初決議時点においては、業績目標の達成度合いごとに「株数」を決定しておくようなスキームでは、業績目標の達成度合いのみならず、株価の変動によっても交付される株式の時価の総額が結果的に異なる。この場合、最終的な金銭債権等の金額は、「業績等連動期間の末日等の株価×株数（業績目標の達成度合いにより変動する。）」という算式で決定され、業績等連動期間の経過期間に応じて義務が生じていると考えられる。このため、費用計上額も毎期末の時価（株価）により測定し直していくことになると考えられる。

具体的には、事業年度をまたいで業績等連動期間が設定されている場合に、各期末の費用計上累計額は「期末の株価×期末時点の業績目標の達成可能性を考慮した株数×（経過月数÷業績等連動期間）」という算式で算定され、前期末時点での費用計上累計額との差額が当期に費用計上される。

なお、業績目標の達成見込みをどのように費用計上額に反映するかという点についても、会計基準等において明示的な定めはない。この点、業績等条件と業績目標の達成可能性を勘案し、期待値法又は最頻値法などの方法の中から、適切と考えられる方法を用いて、金額を算定することが考えられる。

以上